

1 . 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	主要行の不良債権処理の促進
15 年度 重点施策	金融再生プログラムに基づく措置の必要に応じた実施 R C C の一層の活用 産業再生機構との連携
参考指標	不良債権の状況《16 年度末までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下》、オフバランス化の状況 R C C による 53 条買取実績の状況 産業再生機構への意見通知等の状況

2 . 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	不良債権問題が正常化されること

3 . 政策の内容

不良債権処理の促進は、金融機関の収益力改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものです。

従って、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠です。

このような考え方にに基づき、平成 14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては主要行の不良債権比率を 16 年度末までに 14 年 3 月末の半分程度に低下させることを目指し問題の正常化を図ることとするとともに、RCC の一層の活用や産業再生機構との連携強化を促進しています。

4. 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、企業部門の改善が進み、景気は着実な回復を続けており、株価も今事務年度は上昇傾向にありました。他方、依然として緩やかなデフレ状況にあり、地価の下落も続いています。企業部門の改善は債権の健全化に資する一方、デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、引き続き金融機関の経営環境を厳しいものとしています。

デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、集中調整期間¹終了後におけるデフレからの脱却を確実なものとするため、金融再生プログラム等の着実な実施による、より強固な金融システムの構築が必要です。

【資料1 国内総支出等の推移】

	15年4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	16年1 - 3月
実質国内総支出 (%)	0.9	0.7	1.8	1.5
名目国内総支出 (%)	0.5	0.2	0.7	1.0
企業収益 (%) (経常利益・全規模・全産業)	13.6	9.4	16.9	24.6
日銀短観 業況判断 D.I. (全規模・全産業)	26 (15年6月)	21 (15年9月)	11 (15年12月)	5 (16年3月)
企業倒産件数 (件)	4,328	3,855	3,614	3,669
完全失業率 (%)	5.4	5.2	5.1	4.9
国内企業物価 (%)	1.0	0.7	0.4	0.1
消費者物価 (%)	0.4	0.1	0.0	0.0

全国市街地価格指数 (平成12年3月末 = 100)	14年9月	15年3月	15年9月	16年3月
住宅地	89.5	87.3	84.4	81.7
商業地	77.6	73.6	69.6	66.1

(注1) 実質国内総支出及び名目国内総支出は季節調整済前期比。経常利益、国内卸売物価及び消費者物価は前年同期比。

(注2) D.I. = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

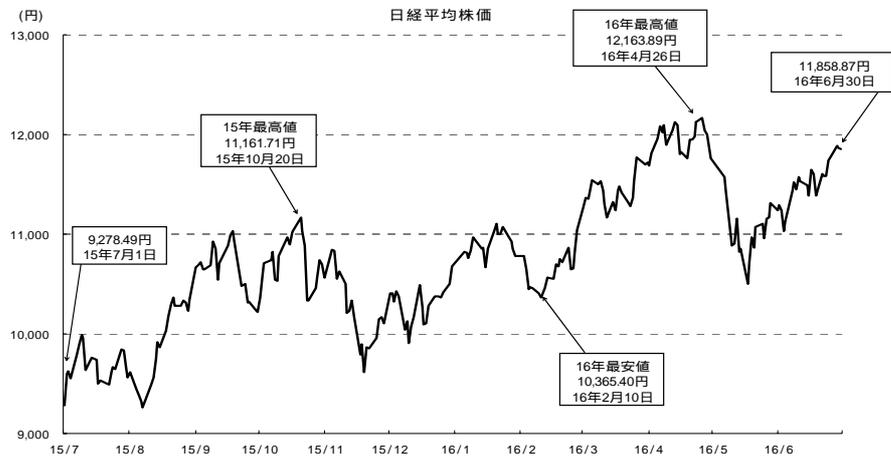
(注3) 業況判断 D.I. は15年12月以降「新ベース」の値(16年3月の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用量から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加)。

(注4) 消費者物価は生鮮食品を除く総合を記載。

出所：全国市街地価格指数については、(財)日本不動産研究所、その他は内閣府「月例経済報告関係資料」

¹ 集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間(2004年度まで)。

【資料2 株式市況の動向】



(注) 日経平均株価は、12年4月24日に30銘柄を入替えたことから入替え前後の株価の比較には留意のこと

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融再生プログラムに基づく措置の実施

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要があります。そこで、平成16年度末までに主要行の不良債権比率を14年3月期の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指し、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について政策を強化することとしました。

こうした観点から、14年10月に取りまとめた「金融再生プログラム」²及びその作業工程表³に基づき、諸施策を着実に推進しています。その具体的な実施状況は別添1のとおりです。

(注) 主要行の破綻懸念先以下の債権(新規発生分)については、3年以内にオフバランス化⁴につながる措置を講ずるという枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗(8割目途)について所要の措置を講ずるとの具体的な目標を設定しています。

金融庁においては、その進捗状況について、オフバランス化の類型ごとの状況について定期的にヒアリングを実施するなど、具体的処理目標に沿った取組みが行われるよう、フォローアップを行っています。

RCCの一層の活用

RCCについては、「金融再生プログラム」において、不良債権買取の促進や、企業再生等に向けた機能を拡充し、金融機関の不良債権のオフバランス化の確実な実現等を図ることとしましたが、更に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、地域・中小金融機関に対して、RCCの信託機能等の積極的な活用を促すこととしました。

産業再生機構との連携

事業者の再生を通じて、産業と金融の一体的再生を図ることを目的とした産業再生機構(15年4月設立)は、不良債権問題への取組みという観点を含め極めて重要な役割を担っていることから、産業再生機構と積極的に連携し、金融機関における産業再生機構の一層の活用を促進しています。

² <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021031-1.pdf>

³ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021129-1.pdf>

⁴ オフバランス化とは、債権放棄などにより貸借対照表(バランスシート)上の不良債権を落とすことをいう。

(2) 評価

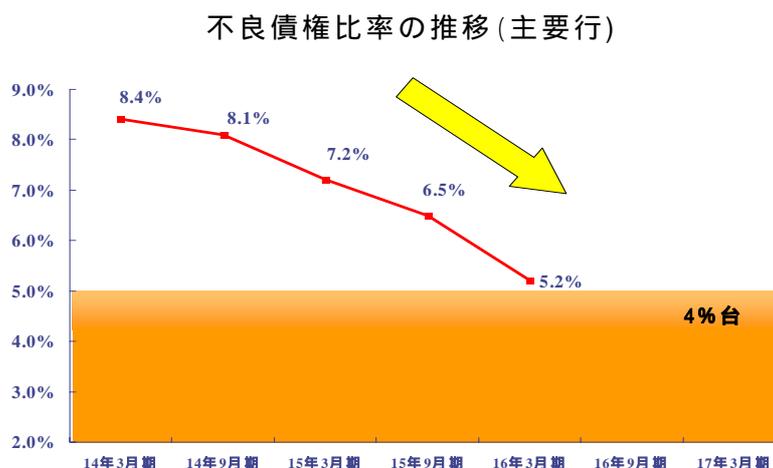
金融再生プログラムに基づく措置の実施

平成14年10月に取りまとめた「金融再生プログラム」に基づく措置を必要に応じ実施した結果、金融再生法開示債権でみる主要行の不良債権比率は14年3月期の8.4%から16年3月期には5.2%に低下しており(残高は、14年3月期の26.8兆円から16年3月期には13.6兆円と、13.2兆円減少)、同プログラムの目標である「平成16年度末までの主要行の不良債権比率半減」に向けて着実に進捗しています。

また、産業再生機構やRCCにおける企業再生の推進に加え、主要行における企業再生子会社の設立などが進み、清算型処理だけでなく企業再生を通じた不良債権処理の取組みも進んでいます。

(注)16年3月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、別添2にみられるとおり、2年3年ルール、5割8割ルールに沿ったオフバランス化が進められています。

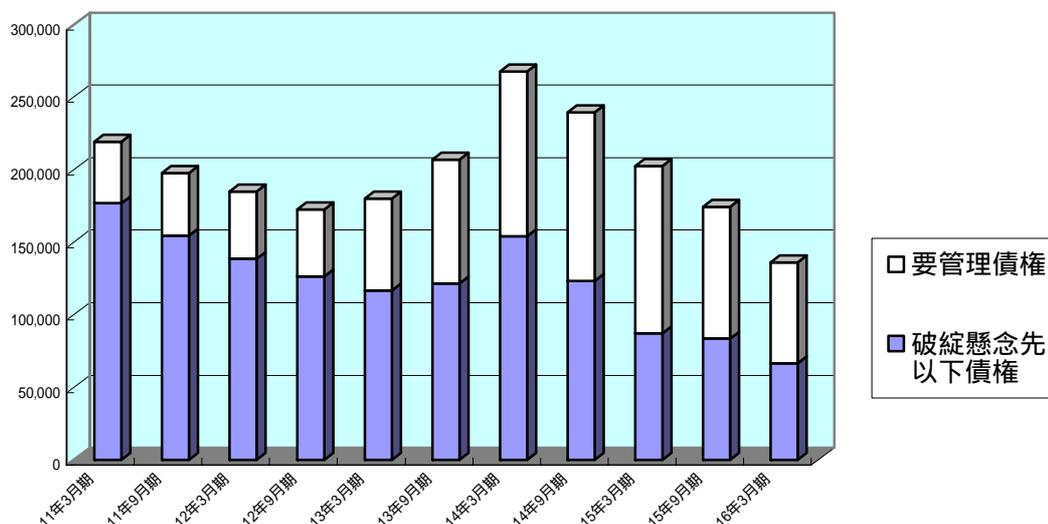
【資料3 不良債権比率の推移(主要行)】



*計数は金融再生法開示債権ベース。

【資料4 主要行の金融再生法開示債権の推移】

主要行の金融再生法開示債権残高の推移(単位:億円)



RCCの一層の活用

実績は以下のとおりです。

- ア．15年7月から16年6月末までの間における、RCCによる不良債権の買現実績は3,689億円(元本ベース)となっています。
- イ．15年7月から16年6月末までの間において、116件の企業再生(法的再生・私的再生)を実施しました。
- ウ．地域金融機関も含め24行と「RCC企業再編ファンド」についての業務委託契約を締結しました。
- エ．15年7月から16年6月末までの間における、RCC保有債権のバルクセールの実績は4,640億円(元本ベース)となっています。また、16年3月には、証券化を目的として、金融機関等の保有する債権とともにRCCの保有債権1,470億円(元本ベース)をSPCに売却しました。

このように、RCCを一層活用することで、金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現や積極的な企業再生等が図られたものと考えます。

産業再生機構との連携

産業再生機構は、15年9月から16年6月末までに18件の支援決定を行っていますが、産業再生機構が支援決定等を行う場合、あらかじめ主務大臣の意見を聴くこととされていることから、内容を精査のうえ適切に対応しました。

これに加え、産業再生機構とは以下の連携を行いました。

- ア．15年5月に開催された「産業再生機構・金融庁連絡会」を踏まえ、金融庁と

金融機関団体との意見交換会等の場を通じて産業再生機構の活用を促すとともに、産業再生機構との間で技術的な点も含め意見交換を行いました。

- イ．15年9月、産業再生機構担当大臣からの要請を受けて、金融機関に対し、我が国産業の再生と信用秩序の維持という産業再生機構の目的を十分理解した上で、更に一層積極的に産業再生機構を活用するよう、文書で要請を行いました。
- ウ．16年4月に開催された「産業再生機構に関する懇話会」及び同懇話会の下に設置された事務レベル会合に参加しました。

このような連携を通じて、産業再生機構が一層活用され、不良債権処理の促進という観点も含めて、産業と金融の一体的再生が着実に進捗しているものと考えています。

6．今後の課題

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るために、不良債権問題を正常化させる必要があります。このため、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、RCCの機能の一層の活用や、産業再生機構との連携など、産業と金融の一体的再生に向けた取組みを推し進めることで、平成16年度における主要行の不良債権比率半減を実現していくことが重要です。来事務年度はそのための総仕上げの年として、16年9月期を対象とした特別検査の実施や検査・監督を通じて金融機関の大口与信管理態勢への取組みをフォローすることで、不良債権問題の解決に向けて全力を尽くしていく必要があります。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（金融再生プログラム等の諸施策の着実な実施）を進めていく必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「主要行の平成15年度決算について」等、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「主要行の平成 15 年度決算について」(平成 16 年 5 月 24 日)
- ・ 「不良債権の状況等」(平成 15 年 8 月 1 日、平成 16 年 1 月 30 日)
- ・ 各金融機関の決算関係資料

10. 担当部局

監督局総務課、総務課金融危機対応室、銀行第 1 課、検査局総務課

「金融再生プログラム」の実施状況

平成16年6月30日現在

項 目	実施状況
平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る	・8.4%（14年3月期）から、8.1%（14年9月期）、7.2%（15年3月期）、6.5%（15年9月期）、5.2%（16年3月期）と、目標の達成に向け着実に減少。
1. 新しい金融システムの枠組み (1) 安心できる金融システムの構築 (ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	・「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を施行(15年4月1日)。
(ウ) モニタリング体制の整備	・「金融問題タスクフォース」を設置（14年12月27日）。これまでに16回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮 (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。 ・信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大等を内容とする「信託業法案」を第159回通常国会に提出（16年3月5日）し、同国会において閉会中審査案件とされた。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	・RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(14年11月22日)。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	・平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に関する説明会等の集中的実施。 ・中小企業の実態に即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂（16年2月26日）。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設 「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を金融庁(14年10月25日)・財務局等(14年11月1日)に開設。PR用チラシを地方自治体・商工会・商工会議所等に配付。 ・「『貸し渋り・貸し剥がしホットライン』情報の受付・活用状況について」を四半期毎に公表（直近は16年4月23日）。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結 (ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備 日銀特融による流動性対策	・必要な場合には、直ちに対応。
預金保険法に基づく公的資金の投入	・必要な場合には、直ちに対応。
検査官の常駐的派遣	・「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表（15年4月4日）。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革 経営者責任の明確化	・厳しく対応する方針。
適切な管理方法（「新勘定」、「再生勘定」）	・「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表（15年4月4日）。
事業計画のモニタリング	・「金融問題タスクフォース」を設置（14年12月27日）。これまでに16回開催。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	・金融審議会において、「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」を公表（15年7月28日）。「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」を公布(16年6月18日)。

項 目	実施状況
2．新しい企業再生の枠組み (1) 「特別支援」を介した企業再生 (ア) 貸出債権のオフバランス化推進 (イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用 (ウ) D I P ファイナンスへの保証制度	・的確に対応。財政的措置については、R C Cによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。 ・預保・R C Cにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(14年12月20日)。 ・「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(14年12月16日)。
(2) R C Cの一層の活用と企業再生 (ア) 企業再生機能の強化 (イ) 企業再生ファンド等との連携強化 (ウ) 貸出債権取引市場の創設 (エ) 証券化機能の拡充	・R C Cにおいて、「R C Cの企業再生機能の強化について」を公表(14年11月22日)。 ・預保・R C Cにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)。 ・全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(15年3月28日)。 ・全国銀行協会において、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」を公表(16年4月9日)。 ・預保・R C Cにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備 (ア) 企業再生に資する支援環境の整備 (イ) 過剰供給問題等への対応 (ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定 (エ) 株式の価格変動リスクへの対処 (オ) 一層の金融緩和の期待	・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(14年11月12日)。 ・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(15年2月26日)。 ・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(15年4月9日)。
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(14年12月19日)。 ・「株式会社産業再生機構法」を公布(15年4月9日)。同機構設立(15年4月16日)。現在、18件について支援決定(うち12件については買取決定)。
3．新しい金融行政の枠組み (1) 資産査定を厳格化 (ア) 資産査定に関する基準の見直し 引当に関するD C F的手法の採用 引当金算定における期間の見直し 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一 デット・エクィティ・スワップの時価評価	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(D C F法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(15年2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)。 ・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(15年2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)。 ・平成15年1月よりスタートする検査から適用。 ・取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(14年11月11日)、日本公認会計士協会(14年11月12日)に要請。

項目	実施状況
再建計画の厳格な検証	<ul style="list-style-type: none"> ・「再建計画検証チーム」を設置（14年12月24日）し、平成15年1月以降の検査において検証。
担保評価の厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（15年3月14日）。
(イ) 特別検査の再実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別検査等の実施結果について」を公表(15年4月25日)。 ・「特別検査フォローアップの結果について」を公表（15年11月14日）。 ・「特別検査の結果について」を公表(16年4月27日)。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(14年11月8日、15年9月9日)。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会の報告（14年12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正（15年3月31日）。主要行は平成15年3月期の有価証券報告書から実施。
(2) 自己資本の充実	
(ア) 自己資本を強化するための税制改正	
引当金に関する新たな無税償却制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省に要望（14年11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（14年12月13日）。 ・平成16年度税制改正要望として関係府省に要望（15年8月29日）。
繰戻還付金制度の凍結措置解除	<ul style="list-style-type: none"> ・本要望の実現へ向け、必要な論点整理を行うため、「金融機関の自己資本充実に関する税制研究会」を開催（15年10月16日、11月12日）。 ・平成16年度与党税制改正大綱において、「金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する」とされた（15年12月17日）。なお、欠損金の繰越控除の期間については、5年から7年に延長された（平成13年度発生分から適用）。
欠損金の繰越控除期間の延長検討	
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な評価について主要行に要請（14年11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表(15年7月28日)。 ・繰延税金資産の情報開示の拡充について主要行に要請（15年10月31日）。 ・金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表（16年6月22日）。
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日)。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表(15年2月21日)。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表(15年7月28日)。 ・金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表（16年6月22日）。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請（15年4月4日）。銀行法施行規則等を改正(15年4月14日)。 ・日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表(15年4月15日)。

項 目	実施状況
(3) ガバナンスの強化	
(ア) 外部監査人の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会に要請(14年11月12日)。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日)。
(イ) 優先株の普通株への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を公表(15年4月4日)。
(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」を公表(15年6月30日)。
(エ) 早期是正措置の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)。
(オ) 「早期警戒制度」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)。
4. 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会において、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(15年3月27日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表(15年3月28日)。 ・各中小・地域金融機関より「リレーションシップバンキングの機能強化計画」提出(～15年8月29日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表(15年10月7日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(平成15年度上半期)について」を公表(16年1月16日)。

主要行の破綻懸念先以下債権の状況（兆円、％）【速報値】

要処理額

12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	要処理額
12.7 (15/3までに処理)	8.3 (34.9%)	6.6 (48.1%)	4.7 (63.3%)	3.4 (73.4%)	1.2 (90.8%)	0.9 (93.2%)	0.4 (96.9%)	(0.1) (99.0%)
	(4.4)	(1.7)	(1.9)	(1.3)	(2.2)	(0.3)	(0.5)	
(新規発生) (16/3までに処理)	3.4	2.6 (24.0%)	1.9 (45.3%)	1.2 (63.6%)	0.5 (83.9%)	0.4 (89.0%)	0.2 (95.2%)	(0.1) (96.9%)
	(0.8)	(0.7)	(0.6)	(0.7)	(0.2)	(0.2)		
	(新規発生) (17/3までに処理)	3.0	2.0 (33.5%)	1.5 (51.6%)	0.8 (74.0%)	0.6 (81.0%)	0.3 (89.9%)	(0.2) (94.0%)
		(1.0)	(0.5)	(0.7)	(0.2)	(0.3)		
		(新規発生) (17/3までに処理)	6.9	4.3 (38.5%)	2.2 (68.8%)	1.2 (82.1%)	0.7 (89.9%)	(0.5) (92.5%)
			(2.7)	(2.1)	(0.9)	(0.5)		
			(新規発生) (18/3までに処理)	2.0	1.1 (47.4%)	0.7 (67.2%)	0.3 (83.0%)	(0.3) (87.0%)
				(1.0)	(0.4)	(0.3)		
				(新規発生) (18/3までに処理)	3.0	1.6 (45.8%)	0.8 (73.0%)	(0.7) (77.0%)
					(1.4)	(0.8)		
					(新規発生) (19/3までに処理)	3.0	1.1 (62.0%)	(1.0) (66.6%)
						(1.9)		
						(新規発生) (19/3までに処理)	2.8	(2.8)
残高	12.7	11.7	12.2	15.4	12.3	8.7	8.4	6.7
								(5.7)
不良債権比率(%)	5.1	5.3	6.2	8.4	8.1	7.2	6.5	5.2

(出典)決算短信より集計

(注) 要処理額は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。